

埼玉グローバル人材活躍基金「埼玉発世界行き」奨学金交付要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人埼玉県国際交流協会は、埼玉グローバル人材活躍基金によりグローバル化の進展に対応できる、国際的な視野と高い知識・能力を持った人材の育成を図るため、「埼玉発世界行き」奨学生（以下、「奨学生」という。）に対し、予算の範囲内において「埼玉発世界行き」奨学金（以下、「奨学金」という。）を交付する。

(奨学金の対象となる留学)

第2条 奨学金の交付対象となる留学や活動（以下「対象となる留学」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学位取得コース：学位取得を目的とした海外の大学、大学院の正規課程への留学
- (2) 地域活躍コース：1か月以上の海外への留学、海外でのインターンシップ、英語プログラム又はボランティア活動
- (3) 高校生留学コース：海外の高等学校への3か月以上の留学
- (4) 企業や篤志家による寄附による各奨学金コース（以下「冠奨学金」という。）：企業等の要件に合致する海外への留学、体験活動

(奨学生)

第3条 奨学生は、毎年度別に定める「埼玉発世界行き」奨学生募集要項（冠奨学金募集要項を含む。）」（以下「募集要項」という。）に基づき募集した応募者から公益財団法人埼玉県国際交流協会埼玉グローバル人材活躍基金審査委員会が決定した者とする。

(奨学金の額)

第4条 募集要項に定める額とする。

(交付請求書の様式等)

第5条 交付請求書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 第3条により決定を受けた者は、前項に定める交付請求書を公益財団法人埼玉県国際交流協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(申請内容の変更承認)

第6条 奨学生は、第3条に基づく募集要領により申請した留学等の内容を変更しようとする場合は様式第2号により理事長の承認を得なければならない。

(奨学生の辞退)

第7条 奨学生決定後に、奨学金の交付を辞退するときは、別紙3に定める辞退届を理事長に提

出しなければならない。

(遂行困難な場合等における報告)

第8条 対象となる留学等の遂行が困難もしくは不可能となった場合においては、様式第4号より理事長に報告しなければならない。

(状況報告)

第9条 奨学生は留学を終えたときは、様式第5-1号に定める留学等修了報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 学位の取得を目的とした奨学生は、年度末に様式第5-2号に定める就学状況報告書を理事長に提出しなければならない。
- 3 奨学生は、理事長の要求があったときは、対象となる留学等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

(奨学金の返還)

第10条 第3条において申請した留学期間（学位取得を目的とした留学は申請時における現地での学年終了時まで）において次に該当した場合、奨学生に対し奨学金の全部または一部を返還させることができる。その際、奨学金交付の日から返還の日までの日数に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を請求することができるものとする。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽があったとき又はこの交付要綱に違反したとき
- (2) 在籍する大学、大学院、短期大学、高等学校において懲戒処分を受けたとき
- (3) 第8条に定める遂行が困難となったとき
- (4) 第3条に定める募集要領に記載された留学先での活動期間を満たさず途中帰国したとき
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

(事務委託)

第11条 理事長は、当事業に係る事務の一部を外部に委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。